

応急給水資機材等一覧表

(平成30年3月31日)

給水設備	容量	数量	単位	常備場所
給水タンク（トラック搭載用）	1 t	6	基	「会瀬配水場」 会瀬町3-13-18
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	5	基	
ポリ容器	20ℓ	100	個	
ポリエチレンパック	6ℓ	3,000	枚	
ポリエチレンパック	10ℓ	5,600	枚	
ウォーターバルーン	1 t	1	袋	
ウォーターバルーン	2 t	10	袋	
給水拠点用分岐金具		2	個	
給水拠点用蛇口セット		18	セット	
給水ポンプ		2	基	
発電機	2.6KVA	5	基	
LED投光器		15	個	
コードリール		3	台	
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	2	基	「森山浄水場」 森山町4-4-1
給水ポンプ		1	基	
発電機	2.6KVA	2	基	
コードリール		1	台	
消防ポンプ		3	基	

資料 18-1

ポ リ 容 器	20 ㍓	130	個	「十王浄水場」 十王町友部 808
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	1	基	「高揚ポンプ場」 下土木内町桜井内 1-1
ポ リ 容 器	20 ㍓	151	個	
給 水 ポ ン プ		1	基	「金沢配水場」 大沼町 2711
ポ リ 容 器	20 ㍓	100	個	「多賀ポンプ場」 金沢町 3-1-2
給 水 ポ ン プ		1	基	
発 電 機	2.6KVA	1	基	
コ ー ド リ ー ル		1	台	
給 水 ポ ン プ		1	基	「平沢配水場」 高鈴町 1-22
給 水 ポ ン プ		1	基	「上合ポンプ場」 かみあい町 1-1
発 電 機	2.6KVA	1	基	
コ ー ド リ ー ル		1	台	
給水タンク（トラック搭載用）	1 t	1	基	「友部配水場」 十王町友部 2074
給水タンク（トラック搭載用）	2 t	1	基	
ポ リ 容 器	20 ㍓	12	個	「水道課」 助川町 1-1-1
ポ リ エ チ レ ン パ ック	6 ㍓	400	枚	
給水車（加圧式）	2 t	2	基	

資料 18-2

配水池の貯水量

(平成30年3月31日現在)

1 主幹浄水池及び配水池

名 称	池 数	平常時貯水量 (m ³)	緊急遮断弁作動時等貯水量 (m ³)
平 沢 配 水 池	2	2, 5 0 0	1, 1 0 0 (561)
兎平高区配水池	3	1, 6 0 0	0 (0)
兎平低区配水池	2	6, 5 0 0	3, 2 5 0 (3,250)
石名坂高区配水池	2	1, 8 0 0	0 (0)
石名坂第2配水池	2	1, 2 0 0	0 (0)
多賀高区配水池	2	2, 7 0 0	1, 2 0 0 (660)
久 慈 配 水 池	1	2, 0 0 0	0 (0)
大 沼 配 水 池	4	6, 0 0 0	1, 5 0 0 (1,380)
滑 川 配 水 池	2	7, 2 0 0	4, 2 0 0 (3,767)
諏 訪 配 水 池	2	5, 5 0 0	2, 7 6 0 (2,423)
北 部 配 水 池	2	1 1, 0 0 0	5, 5 0 0 (5,500)
会瀬配水場浄水池	3	3, 6 0 0	3, 6 0 0 (3,600)
森山浄水場浄水池	4	2 0, 5 0 0	1 5, 2 0 0 (5,586)
十王浄水場浄水池	2	2, 8 6 6	2, 8 6 6 (1,670)
友 部 配 水 場	2	1, 4 4 0	7 2 0 (0)
計	3 5	7 6, 4 0 6	4 1, 8 9 6 (28,377)

() は、引込管破損時の有効配水量

2 その他の配水池

名 称	池数	平常時貯水量 (m ³)	名 称	池数	平常時貯水量 (m ³)
赤羽根配水池	1	1 3	青葉台配水池	2	6 0 0
石名坂低区配水池	1	1 0 0	山の神高区配水池	2	1 8 0
中井山配水池	1	9 0	山の神低区配水池	1	4 0
旭ヶ丘配水池	1	5 1	御殿山配水池	1	1 5 0
台原配水池	2	3 7 0	高鈴台配水池	2	2 0 0
金沢配水池	2	1, 0 0 0	清掃センター東配水池	2	3 0 0
塙山配水池	1	1 5 0	神峰配水池	1	7 0
塙山第2配水池	2	7	上合高区配水池	2	3 0 9
多賀低区配水池	1	4 0 0	上合低区配水池	2	1 0 2
中丸配水池	2	1 7 2	川上配水池	1	1 6 0
中丸第2配水池	2	3 0	山部配水池	2	2 0 4
諏訪台配水池	2	6 3	城の丘配水池	2	6 1 8
潮見台配水池	2	8 0	いぶき台配水池	2	3 5 0
小咲台高区配水池	2	2 4 0	本山配水池	2	1 2 8
小咲台低区配水池	1	5 6	中里配水池	2	2 0 0
堂平配水池	2	2 2 2	中里西部配水池	2	1 6 0
			合 計	5 4	6, 8 1 5

公益社団法人日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による水道災害において、公益社団法人日本水道協会茨城県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支部規則第15条の規定により構成された各ブロックに代表都市を設置する。

2 代表都市は、支部常任理事都市とする。

(応援内容)

第3条 会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣
- (2) 応急給水に必要な補給水、給水用のポリタンク等の提供
- (3) 施設の応急復旧に必要な資器材の提供
- (4) 作業に必要な車両、機械等の提供
- (5) 指定工事店等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の要請方法)

第4条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 被災会員が所属するブロックの代表都市に応援を要請する。
 - (2) 要請をうけた代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、支部長に応援を要請する。
 - (3) 支部長は、応援の要請があったブロック以外のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関東地方支部に応援を要請する。
- 2 前項により応援を要請しようとするときは、水道災害等における非常時の連絡先により、次の各号に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭、電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 必要とする応援の内容
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 必要とする資器材の種類及び数量
- (5) 補給水の必要の有無及び水量
- (6) 応援を要する期間
- (7) 応援の場所及び経路
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援に関し必要な事項

(応援状況の報告)

第5条 被災会員が所属するブロックの代表都市は、被災会員の被害状況及び応援状況を把握のうえ支部長に報告するものとする。

(応援体制)

第6条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、日用品等を携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用するものとする。
- 3 応援の要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めることとする。

資料 18-3

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

2 資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条各号に掲げる応援活動に要する経費の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、別表のとおりとする。

2 前項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(応援物資等情報の送付)

第9条 支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な事前情報として、日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定に基づく防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査のうち茨城県支部内の状況調査結果について、毎年定期的に各会員に送付するものとする。

(他の法令との関係)

第10条 災害救助法（昭和22年法律第118号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理は、法令の定めによるものとする。

(防災会議の実施)

第11条 支部長は、円滑な応援活動を実施するため、会員相互の情報交換を目的とした防災連絡会議を開催する。

2 前項の防災連絡会議は、支部理事都市の課長をもって構成する。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度会員間で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

資料 18-3

別表

経費の負担区分

	被応援会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費(日当含む)	給料、調整手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手、直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費(ガソリン、軽油) 修理費、賃借料、輸送料	損料(減価償却費等)
滞在費用	食料費(弁当) 宿泊費(仮設ハウス設置費用)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服(防寒服・割当のない職員分・クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 電話料金(カード・FAX等) トランシーバー、消火器、地図	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

資料 18-4

簡易水道の現況

1 中里地区

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

給 水 地 域	下深荻町、東河内町、入四間町、宮田町の一部
給 水 人 口	1, 078人
給 水 戸 数	540戸 下深荻町 184戸 東河内町 210戸 入四間町 109戸 宮田町の一部 37戸
給 水 量	1日平均 816m ³
消火栓設置箇所	47箇所

2 諏訪太平田地区

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

給 水 地 域	諏訪町の一部
給 水 人 口	53人
給 水 戸 数	40戸
給 水 量	1日平均 20.2m ³

資料 18-5

■ 応急給水所（拠点） 一覧表

区 分	施 設 名	住 所 等
小中学校 18カ所	豊浦小学校	折笠町 741
	田尻小学校	田尻町 4-39-1
	滑川小学校	滑川本町 1-20-7
	仲町小学校	宮田町 5-5-1
	宮田小学校	本宮町 2-9-1
	中小路小学校	平和町 2-4-1
	助川小学校	助川町 2-15-1
	会瀬小学校	会瀬町 2-17-10
	諏訪小学校	諏訪町 3-10-1
	油繩子小学校	鮎川町 3-11-1
	塙山小学校	金沢町 2-14-1
	河原子小学校	河原子町 4-3-4
	大沼小学校	東大沼町 2-1-8
	大みか小学校	大みか町 3-19-15
	台原中学校	台原町 1-9-1
	泉丘中学校	水木町 2-9-1
	久慈中学校	久慈町 6-20-2
	中里中学校	東河内町 1953
公共施設 8カ所	十王支所	十王町友部 2581
	日高支所	日高町 2-2-1
	日立市役所	助川町 1-1-1
	産業支援センター	西成沢町 2-20-1
	池の川さくらアリーナ	東成沢町 2-15-1
	多賀支所	千石町 2-4-20
	南部支所	久慈町 7-1-1
	久慈川日立南交流センター	大和田町 2208
事業所 4箇所	日立アプライアンス(株)多賀事業所	東多賀町 1-1-1
	(株)日立製作所エネルギービジネスユニット日立事業所	幸町 3-1-1
	(株)ジェイ・パワーシステムズ日高事業所	日高町 5-1-1
	日立金属(株)茨城工場	砂沢町 880
合計 30 箇所		

※ 災害の規模等により開設しない給水場所があります。

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業者が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

資料 18-6

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業者（以下「応援水道事業者」という。）及び応援水道事業者現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業者)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業者との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業者を定めることができる。

(中継水道事業者)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業者の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業者)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業者（以下「被災水道事業者」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業者が負担すべき費用であっても、被災水道事業者が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業者が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を

資料 18-6

受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- 2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業者においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業者等への応援)

第 13 条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業者又は簡易水道事業者等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第 14 条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第 15 条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

- 2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的に実施するものとする。

(その他)

第 16 条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

- 1 この協定は、平成 10 年 4 月 30 日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成 23 年 12 月 7 日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成 28 年 8 月 8 日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書 9 通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

資料 18—6

別表 1

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東 京 都 支 部 長
第 2 順 位	神 奈 川 県 支 部 長
第 3 順 位	千 葉 県 支 部 長
第 4 順 位	埼 玉 県 支 部 長
第 5 順 位	群 馬 県 支 部 長
第 6 順 位	栃 木 県 支 部 長
第 7 順 位	茨 城 県 支 部 長
第 8 順 位	山 梨 県 支 部 長

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成10年4月30日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第16条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各都県支部の応援体制)

第3条 関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発令の時期	体 制
注 意 体 制	震度5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警 戒 体 制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非 常 体 制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

- 2 関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。
- 3 関東地方支部長は、関東地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。
- 4 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

(応援活動)

第4条 応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

- 2 応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での

資料 18-6

応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。

- 3 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援水道事業体現地対策本部)

第5条 関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。
- 4 現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。
- 5 現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

(現地対策本部の運営)

第6条 現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 被災水道事業体との連絡調整
- (6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
- (7) 関係各機関との連絡調整

(応援活動の体制)

第7条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項 目	編 成
応 急 給 水 活 動	1 応急給水班1班あたり3名体制（運転手1名、給水要員2名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。

	3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
応急復旧活動	1 応急復旧班1班あたり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県市部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
	1 漏水調査班1班あたり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を標準とする。 2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
現地対策本部	1 本部長及び本部長が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 2 派遣する人数については、本部長及び本部長が協議の上決定する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。

- 2 応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入態勢）

第8条 都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

資料 18—6

- (2) 応急給水活動に関する事項
 - ア 応急給水の水源となる水道施設等
 - イ 応急給水拠点の位置
 - ウ 給水車の要請リスト
- (3) 応急復旧活動に関する事項
 - ア 復旧優先線路の明示
 - イ 資機材及び残土等の置場の確保
 - ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備
- (4) 応急復旧資機材の提供に関する事項
 - ア 資機材の備蓄及び整備状況
 - イ 必要となる資機材の種別
 - ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(中継水道事業体の活動)

第9条 協定第9条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

- 2 前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(支援拠点水道事業体の活動)

第10条 協定第10条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

- 2 前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(応援活動の情報提供)

第11条 関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

- 2 関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

第12条 応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

- 2 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。
- 3 応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担と

資料 18-6

する。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。

- 4 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。
- 5 応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基準により算定し、被災水道事業体が負担する。
- 7 中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。
- 8 その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第 13 条 協定第 11 条第 2 項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第 14 条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第 14 条に規定する連絡担当

資料 18-6

部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

(関東地方支部防災連絡協議会)

第 15 条 協定第 15 条第 1 項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
 - (2) 協定第 4 条第 2 項の代理に関する事項
 - (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
 - (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
 - (5) 配管図等の整備及び保管状況
 - (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
 - (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
 - (8) 中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料
- 2 連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。
- 3 特に協議すべき事項がない場合は、第 1 項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

この要領は、平成 10 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 7 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 8 日から実施する。

災害応急復旧に関する協定書

日立市企業局（以下「甲」という。）と日立市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害応急給水活動及び災害応急復旧工事（以下「災害応急復旧等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が管理する上下水道の施設に災害が発生、または発生の恐れがある場合、乙の協力により災害応急復旧等を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き等）

第2条 甲は、乙に災害応急復旧等の協力を要請するときは、災害の発生場所、状況、措置内容その他必要な事項（以下「要請事項」という。）について文書を持って行うものとする。ただし緊急やむを得ない事由があるときは、口頭により行い、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は前項の要請があったときは、甲との連絡調整のため、代表者が待機するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の協力の要請があったときは、速やかに乙の会員を出動させ、要請事項に従って災害応急復旧等を実施するものとする。

2 乙は、災害応急復旧等の協力を円滑に行うため、あらかじめ乙の会員の担当地区を定め、甲に通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、災害応急復旧等が終了したときは、その概要を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の災害応急復旧等の終了報告を受けたときは、乙に対し、速やかに協力の要請を解除するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく災害応急復旧等に要した経費については、甲と災害応急復旧等を実施した乙の会員との間において業務委託契約又は工事請負契約を締

資料 18-7

結し、甲が負担するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年11月1日

災害応急復旧に関する協定書

日立市企業局（以下「甲」という。）と日立市指定管工事協同組合（以下「乙」という。）及び日立下水道維持管理協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における管路調査、災害応急給水活動及び災害応急復旧工事（以下「災害応急復旧等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が管理する上下水道の施設に災害が発生、又は発生の恐れがある場合、乙及び丙の協力により災害応急復旧等を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き等）

第2条 甲は、乙又は丙に災害応急復旧等の協力を要請するときは、災害の発生場所、状況、措置内容その他必要な事項（以下「要請事項」という。）について文書を持って行うものとする。ただし緊急やむを得ない事由があるときは、口頭により行い、事後に文書を提出するものとする。

2 乙又は丙は前項の要請があったときは、甲との連絡調整のため、代表者が待機するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙又は丙は、前条第1項の協力の要請があったときは、速やかに乙の組合員又は丙の会員を出動させ、要請事項に従って災害応急復旧等を実施するものとする。

2 乙及び丙は、災害応急復旧等の協力を円滑に行うため、あらかじめ乙の組合員及び丙の会員の担当地区を定め、甲に通知するものとする。

（情報交換等）

第4条 甲乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、連携及び協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙又は丙は、災害応急復旧等が終了したときは、その概要を甲に報告するものとする。

資料 18-8

2 甲は、前項の災害応急復旧等の終了報告を受けたときは、乙又は丙に対し、速やかに協力の要請を解除するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく災害応急復旧等に要した経費については、甲と災害応急復旧等を実施した乙の組合員又は丙の会員との間において業務委託契約又は工事請負契約を締結し、甲が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙・丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙及び丙から相手方に対し別段の意思表示がない場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年11月1日

4. 管路施設の復旧対応

4.1 緊急点検

表4.1.1(1) 緊急点検確認表その1

緊急点検の対象施設			
下水道施設	対象施設	種別	備考
管路	<input type="checkbox"/> 主要な幹線の管渠		
	<input type="checkbox"/> ポンプ場及び処理場に直結する幹線管路		
	<input type="checkbox"/> 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの、及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等		
	<input type="checkbox"/> 支援や復旧に重大な役割を担う緊急輸送路下に埋設されている管路		
	<input type="checkbox"/> 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路		
	<input type="checkbox"/> 防災拠点や避難所、又は地域防災上必要と定めた施設等からの排水を受ける管路		
	<input type="checkbox"/> その他、下水を流下収集させる機能面からみてシステムとして重要な管路		
	<input type="checkbox"/> 敷設位置によって重大な影響（交通障害等）を及ぼすおそれのある管路		

点検方法
<input type="checkbox"/> 原則として目視

表4.1.1(2) 緊急点検確認表その2

点検に用いる用具		
用途		書類及び機材
点検	書類	緊急点検表 下水道台帳 施設平断面図（竣工図） 野帳 住宅地図
	機具	スタッフ ポール コンベックス 懐中電灯（頭部装着型 大型） 電池 投光器 巻尺 ガス検知器
記録		筆記用具 デジタルカメラ（原則） フィルムカメラ インスタントカメラ ハンディビデオ ノートパソコン（タブレットPC） 黒板（ホワイトボード）
通信		携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機
通行規制		セーフティーコーン（反射テープ付き） ロープ
安全		ヘルメット 安全靴
その他		ラジオ

緊急点検の留意点	
<input type="checkbox"/>	人的被害に繋がる二次災害誘因
<input type="checkbox"/>	道路路面の変状（陥没・隆起・盛土崩壊・亀裂・マンホール隆起）
<input type="checkbox"/>	緊急輸送路等の道路交通の支障（緊急自動車、支援車両等）
<input type="checkbox"/>	家屋等周辺施設被害の影響（火災・倒壊・傾斜）
<input type="checkbox"/>	その他重要施設との近接、交差異常（鉄道・幹線道路等）
<input type="checkbox"/>	河川構造物の変状や閉塞（樋門・ゲート・樋管）
<input type="checkbox"/>	重大な環境への影響誘因
<input type="checkbox"/>	汚水の漏出
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	重大な機能支障
<input type="checkbox"/>	下水道使用制限の報告、広報

摘要1) 護岸等の変状は河川管理者からの通報を基本とする。

4. 管路施設の復旧対応

表4.1.2 緊急点検表

点検表		
調査日時：平成 年 月 日 () 時 分		
対象施設：流域下水道幹線	種別：埋設管	汚水 ・ 雨水 ・ 合流
処理・排水区名：	幹線名：	点検箇所：〇〇地区
Q1 埋設環境は？	Q2 緊急性の理由は？	Q3
<input type="checkbox"/> 緊急輸送路	<input type="checkbox"/> A 人的被害への拡大	
<input type="checkbox"/> 防災拠点	<input type="checkbox"/> B 重大な環境汚染	
<input type="checkbox"/> 自然災害危険地区	<input type="checkbox"/> C 重大な機能支障	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
A 人的被害への拡大		
<input type="checkbox"/> 路面の変状 陥没 (箇所) ・ 隆起 (箇所)		撮影 No. ~
盛土崩壊 (箇所) ・ 亀裂 (箇所)		<input type="checkbox"/> 現地処置 済み
マンホール隆起 (箇所) ・ その他 ()		
<input type="checkbox"/> 緊急輸送路等道路交通の支障 (緊急自動車、支援車両等)		撮影 No. ~
(箇所)		<input type="checkbox"/> 現地処置 済み
<input type="checkbox"/> 家屋等周辺施設被害の影響		撮影 No. ~
火災 (箇所) ・ 倒壊 (箇所) ・ 傾斜 (箇所)		
<input type="checkbox"/> その他重要施設との近接、交差異常 (鉄道・幹線道路等)		撮影 No. ~
(箇所)		<input type="checkbox"/> 管理者連絡 済み
<input type="checkbox"/> 河川構造物の変状や閉塞 (樋門 ・ ゲート ・ 樋管)		撮影 No. ~
B 重大な環境汚染		
<input type="checkbox"/> 汚水の漏出 (箇所)		撮影 No. ~
		<input type="checkbox"/> 現地処置 済み
C 重大な機能支障		
<input type="checkbox"/> 周辺地形・地盤等の変状 (斜面崩壊 ・ 液状化)		撮影 No. ~
(箇所)		
<input type="checkbox"/> 水管橋の破損 (箇所)		

4.2 緊急調査

表4.2.1(1) 緊急調査確認表その1

調査の内容	
内容	
<input type="checkbox"/> 地上からの施設の被災状況の把握	
<input type="checkbox"/> 大きな機能障害につながる二次災害の原因となる被害発見	
<input type="checkbox"/> 津波や液状化による広域被害地区の把握	
<input type="checkbox"/> 被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）	
<input type="checkbox"/> 緊急措置の判断	

調査方法	
<input type="checkbox"/> 目視、簡易な計測	

調査に用いる用具		
用途	書類及び機材	
点検	書類	緊急調査表 図面 下水道台帳 野帳 詳細な地図（住宅地図）
	機具	スタッフ ポール コンベックス 懐中電灯（頭部装着型 大型） 電池 投光器 巻尺 点検用ミラー ガス検知器
記録	筆記具 デジタルカメラ（原則） ビデオカメラ 黒板（ホワイトボード） ノートパソコン（タブレットPC） カラープリンター	
通信	携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機	
通行規制	ロープ バリケード 規制標識	
安全	ヘルメット 安全靴 ラジオ	
排水	仮排水用ポンプ 発電機及び燃料 ホース	
その他	マンホール開閉器 バルブ操作器具 スコップ 防水シート 常温アスファルト バール ドライバー ハンマー 土嚢等	

表4.2.1(2) 緊急調査確認表その2

緊急調査の留意点	
<input type="checkbox"/>	汚水の溢水、漏水（マンホール、マンホールポンプ、水管橋等）
<input type="checkbox"/>	マンホールの浮上
<input type="checkbox"/>	道路陥没等の交通機能障害
<input type="checkbox"/>	降雨による浸水被害の可能性
<input type="checkbox"/>	液状化、津波被害による土砂堆積の可能性
<input type="checkbox"/>	下水道使用制限の報告、広報
<input type="checkbox"/>	基本的な調査箇所
<input type="checkbox"/>	吐口、放流口
<input type="checkbox"/>	伏越部、橋梁添架部等の応力的に過負荷のかかる箇所
<input type="checkbox"/>	幹線接続部
<input type="checkbox"/>	液状化の危険が大きいと判断される箇所
<input type="checkbox"/>	土被りの小さい箇所（例えば5 m未満）もしくは開削工法で施工された箇所
<input type="checkbox"/>	津波による被害地区

4.3 緊急措置

表4.3.1 緊急措置確認表

留意点
<input type="checkbox"/> 業者の手配
<input type="checkbox"/> 仮排水ポンプ等、減災資機材の手配
<input type="checkbox"/> 道路陥没や亀裂、マンホール浮上、土砂流入等に応じた対策
<input type="checkbox"/> 下水の溢水、危険物混入等の有無、構造補強の要否等に応じた対策
<input type="checkbox"/> 仮排水、火気使用規制等の安全対策
<input type="checkbox"/> 標識等の用具（セーフティコーン（反射テープ付き）、保安灯、案内板等）の確保
<input type="checkbox"/> 交通規制（自動車、自転車、歩行者等の落下事故及び交通事故防止）
<input type="checkbox"/> 砂利、土嚢等の確保、仮復旧等
<input type="checkbox"/> 下水道使用制限の経過措置の報告
<input type="checkbox"/>

5. 処理場・ポンプ場施設の復旧対応

5.1 緊急点検

表5.1.1 処理場・ポンプ場施設の緊急点検確認表その1

点検方法
<input type="checkbox"/> 原則として目視

緊急点検の留意点
<input type="checkbox"/> 人的被害に繋がる二次災害誘因
<input type="checkbox"/> 有毒ガス、燃料の流出、劇薬の漏洩
<input type="checkbox"/> 上記に起因した火災及び爆発
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 下水道使用制限の報告、広報
<input type="checkbox"/> 調査関係者の人命に関わる判定（応急危険度判定）

表5.1.2 処理場・ポンプ場施設の緊急点検確認表その2

緊急点検の対象施設（基本事項）			
下水道施設	対象施設	種別	備考
処理場・ポンプ場	<input type="checkbox"/> 火災及び爆発のおそれのある設備	機械	消化ガスホルダ、余剰ガス燃焼装置、脱硫装置、ボイラー、焼却炉、燃料貯蔵タンク、都市ガス設備、特殊ガス設備（水質試験用）等
	<input type="checkbox"/> 劇薬を扱っている設備	機械	塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験設備等
	<input type="checkbox"/> 津波により漂流する設備	機械	薬品貯留タンク、燃料貯留タンク、次亜塩素貯留タンク、消化ガスホルダ設備等
	<input type="checkbox"/> 流入ゲート、放流ゲート	機械	
	<input type="checkbox"/> 中央監視設備	電気	主要電気設備の稼働状態、処理場全体の被害の把握
	<input type="checkbox"/> 火災のおそれのある設備	電気	油入遮断機、コンデンサー等
	<input type="checkbox"/> 漏洩により火災等の二次災害を引き起こすおそれのある設備	電気	制御電源設備（蓄電池）、電解液の漏洩
	<input type="checkbox"/> 防災設備、非常用通信設備	電気	
	<input type="checkbox"/> 倒壊のおそれのある施設	土木建築	応急危険度判定

点検に用いる用具		
用途	書類及び機材	
点検	書類	野帳 緊急点検表（チェックリスト） 下水道台帳 施設平断面図（竣工図）
	機具	双眼鏡（暗視用） ポール コンベックス 懐中電灯 電池 投光器 巻尺 カラスプレー スタッフ
記録	筆記具 動画カメラ デジタルカメラ 黒板等	
通信	携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機	
安全	ヘルメット 安全靴 安全帯 命綱 酸欠等測定器 ラジオ	
通行規制	セーフティーコーン ロープ	
その他	道路地図 バルブ操作器具	

5.2 緊急調査

表5.2.1 処理場・ポンプ場施設の緊急調査確認表その1

調査方法	
<input type="checkbox"/>	目視、簡易な計測

緊急調査の留意点	
<input type="checkbox"/>	下水道使用制限の報告、広報
<input type="checkbox"/>	被害の全容把握
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	基本的な調査箇所
<input type="checkbox"/>	処理場流入部（沈砂池ポンプ棟含む）、沈砂池～導水渠、着水井、水路部、流出部
<input type="checkbox"/>	管廊内の水槽に接するエキスパンションジョイント部
<input type="checkbox"/>	ポンプ場の流入・流出部、止水壁
<input type="checkbox"/>	流入ゲート設備
<input type="checkbox"/>	主ポンプ設備
<input type="checkbox"/>	消毒設備
<input type="checkbox"/>	受変電設備
<input type="checkbox"/>	自家発電設備
<input type="checkbox"/>	薬品及びガスタンク等の設備
<input type="checkbox"/>	

表5.2.2 処理場・ポンプ場施設の緊急調査確認表その2

調査の内容	
調査	内容
緊急	<input type="checkbox"/> 地上からの施設の被災状況の把握
	<input type="checkbox"/> 大きな機能障害につながる二次災害の原因となる被害発見
	<input type="checkbox"/> 被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）
	<input type="checkbox"/> 緊急措置の判断
	<input type="checkbox"/>

調査に用いる用具		
用途		書類及び機材
点検	書類	野帳 緊急調査表（チェックリスト） 施設平断面図（竣工図）
	機具	ポール コンベックス 懐中電灯（大型） 電池 投光器（電源エンジン付） 巻尺 カラー Sprey スタッフ 可搬式ポンプ テストハンマー
記録		筆記具 動画カメラ デジタルカメラ 黒板等 写真判定用メジャー
通信		携帯電話 パーソナル無線 携帯無線機
通行規制		バリケード ロープ 規制標識
電気点検		検電器 絶縁手袋（ゴム手袋） 送電禁止標識
安全		ヘルメット 安全靴 安全帯 命綱 酸欠等測定器 ラジオ
その他		道路地図 バルブ操作器具 スコップ 防水シート ノコギリ ナタ等

5.3 緊急措置

表5.3.1 処理場・ポンプ場施設の緊急措置確認表

措置方法	
<input type="checkbox"/>	重大な機能障害を回避するための仮の措置
<input type="checkbox"/>	二次災害等の危険性を緊急に回避するための仮の措置

緊急措置の留意点	
<input type="checkbox"/>	火災や爆発のおそれのある機器等の運転停止
<input type="checkbox"/>	浸水や冠水防止のためのゲート閉鎖
<input type="checkbox"/>	バイパスルート等への緊急排水
<input type="checkbox"/>	下水道の使用制限や規制
<input type="checkbox"/>	関連諸機関への連絡や広報
<input type="checkbox"/>	具体的な措置内容
<input type="checkbox"/>	構造物の不同沈下や危険箇所への通行規制
<input type="checkbox"/>	配管・配線・主要機器の被害に応じた運転停止等の措置
<input type="checkbox"/>	停電への対応とした、自家発電設備稼働前の損傷及び故障の有無確認
<input type="checkbox"/>	受変電や配電設備の異常への対応
<input type="checkbox"/>	ポンプ場機能停止時の浸水対策として、可搬式ポンプによる揚排水機能の確保
<input type="checkbox"/>	未処理下水放流対策のための段階的な揚排水及び消毒機能の確保（沈殿・汚泥貯留機能）
<input type="checkbox"/>	燃料タンクからの危険物漏えい確認時の関係諸機関への連絡と二次災害対策
<input type="checkbox"/>	消化ガス漏えい対策（火気厳禁措置・立ち入り禁止措置・漏洩箇所のシールや弁等の閉鎖）
<input type="checkbox"/>	消化ガスからの塩素ガス漏えい原因の特定と弁元の閉鎖、関係機関及び住民への連絡
<input type="checkbox"/>	水質試験室における薬品の飛散及び漏えい時の措置
<input type="checkbox"/>	津波発生時の措置（防潮ゲートや止水ゲートの閉鎖、止水用角落しの設置、流入ゲートの締切、放流ポンプ運転、被災施設への送水や送泥の中止）

緊急措置の内容	
調査	内容
緊急	<input type="checkbox"/> 安全柵等の設置
	<input type="checkbox"/> 重大な機能障害に対する措置
	<input type="checkbox"/> 二次災害等の危険性に対する措置
	<input type="checkbox"/> 下水道施設の使用制限の検討
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

5.4 応急復旧のための調査

表5.4.1 応急復旧のための調査確認表その1

調査方法

- 目視ならびにメジャー等により被害を簡易に計測

調査の留意点

- 処理場及びポンプ場の最小限の機能回復

- 重要度（復旧順位）の高い機器、配管

-

-

資料 18-9

5. 処理場・ポンプ場施設の復旧対応

5.5 応急復旧

表5.5.1 処理場・ポンプ場施設の応急復旧確認表

留意点
<input type="checkbox"/> 復旧方針、復旧スケジュールの確認（応急対策か恒久対策か）
<input type="checkbox"/> 業者の手配、資機材の調達
<input type="checkbox"/> 資機材や撤去部品等の仮置き場の確保
<input type="checkbox"/> 建設機械を円滑に使用するための方策（工事中道路の確保等）
<input type="checkbox"/> 自家発電機燃料の優先的提供
<input type="checkbox"/> 復旧作業時での事故防止の徹底
<input type="checkbox"/>

小 中 学 校 整 備 井 戸 一 覧

中学校名	所 在 地	電 話
大 久 保 中 学 校	末広町 5-12-34	33-1159
河 原 子 中 学 校	東多賀町 4-10-10	36-0535
久 慈 中 学 校	久慈町 6-20-2	52-3291
久 慈 小 学 校	久慈町 1-23-1	52-3153